

北野経王堂の万部経会

―室町幕府の宗教政策―

下坂 守

はじめに

一、足利義満と万部経会

① 費用 (1) 2)

〔支出〕

- a、経法師への食料 千人×一六〇文×一〇日＝一六〇〇貫文
- b、経法師への布施 千人×練貫小袖一重と焼香二両+α＝小袖二二〇四両、
- c、修理要脚(千餘貫)

〔収入〕

- a、所領(料所)「尾張国山田庄役其外御料所」 八〇〇貫文 (『伺事記録』)
- 「山城国草内飯岡」 (『伺事記録』)
- 「美作国小吉野庄」 四五〇貫文 (『伺事記録』)
- b、関の得分 「摂津国兵庫関徳分」
- c、北野万部経奉行料足
- d、御布施(小袖等)
- e、勧進

② 警固

- a、所司代が警固を担当
- b、所司代は「警固のため毎日」「北野社僧坊」を「旅店」とする

③ 経法師(千人)

- a、「守護どもに二仰せ付けられ、召し上げられる」、「催しにより諸国より参洛す」
- b、「近国山寺より参洛」、「諸国より上洛」、「諸国より参洛」
「諸国山寺法師等」、「上洛叶わず」

二、北野の覚蔵坊

- ① 覚蔵坊増範と讃州虚空蔵院
- ② 覚蔵坊増範の北野社一切経書写事業 ―北野覚蔵坊―
- ③ 覚蔵坊と北野の万部経会
- ④ 覚蔵坊の勧進活動

三、大報恩寺

- ① 大報恩寺の积迦念仏
- ② 室町幕府の遺教経会
- ③ 養命坊の大報恩寺住持職の相承
- ④ 養命坊の覚蔵坊住持職兼帯

むすび ―三つの経堂―

一、足利義満と万部経会

1〔枝葉鈔〕応永七年（一四〇〇）十月七日

応永七庚辰十七、今日より近年のごとく、北野右近馬場の仮屋において、近国経法師千人在洛し十カ日の間、毎日二座朝経四卷、夕経四卷、誦誦す。朝夕二座の間におのおの退出し、

中人食これを沙汰すと云々。（足利義満）北山殿大略毎日御聴聞御聴聞所被構置之、その外貴賤上下・男女奴婢、結縁極まりなし。廻向有隣か。伝え聞く、毎日一人別に食料十六疋と云々。仍て千人分百六十貫か。十カ日分一千六百貫と云々。御布施は結願日に練貫の小袖一重を引かれる。これ大旨恒例なり。去年は小袖の上、五帖袈裟おのおの一帖これを引かると云々。希代の大御善根、上古・末代希有の事か。今年は御布施・練貫の小袖一重の上、焼香二両香裏結構、重薄様色々云々、おのおのこれを引かる。謂わく、小袖二千二百四領、沈二千二百四両と云々。

2〔吉田家日次記〕応永十年（一四〇三）十月

〔十五日〕昼程、一万部妙経を聴聞す。去る七日より右近馬場の新御堂為此経被新造、及両三年了、において千百口の僧侶上落、を以て毎日人別一部八卷、これを信誦す。北山殿の御願なり。

食料日別六千六百疋人別六疋、十ケ日分六万六千疋これを下行せられる。また本経千百部兼ねてこれを招写せられ、結願以後かの僧侶に下さると云々。このほか御布施、人別百疋、小袖一重、沈一両薄様、被裏、これを下さる。希代の大善根歟。都鄙の男女、首を傾け群集す。その利、無量無辺。貴ぶべし貴ぶべし。

〔十六日〕妙経今日十ケ日に満ち、御布施を引かる。北山殿御出、およそ毎日御聴聞なり。道俗男女結縁、誠にこれ人天の大会なり。

3〔春日神社文書〕応永二十四年（一四一七）十一月二十五日

〔端裏書〕

〔北野万部経奉行料足請文〕

万部御経奉行料足の事

合わせ拾貫文といへり

右、請け取り申す処、件の如し

応永廿四年十一月廿五日

覚蔵（花押）

4〔兼宣公記〕応永三十二年（一四二五）十月十日

北野御経料足の事。当年は奉行人飯尾肥前・同加賀兩人折昏を出す。この折昏を以て定光坊に付け遣わすなり。

〔端裏書〕

〔定光坊請取〕

請け取り申す 北野御経料足の事

合わせ貳貫文といへり

右、広橋殿家の御沙汰として、請け取り申す所の状、件の如し。

定光

応永卅二年十月十日

慶尊（花押）

5〔兼宣公記〕 応永三十五年（一四二八）三月十九日
納め申す **北野一切経会御料足の事**

合あわせ 肆し貫文といへり
右、広橋殿家の御沙汰として、請け取り申す所の状、件の如し。

定光
応永卅五年三月十九日、 慶尊（花押）

6〔八坂神社文書〕 長禄三年（一四五九）十月十七日
納め申す **北野御読経御要脚の事**

合あわせ 参貫文といへり
右、祇園執行の沙汰として、納め申す所の状、件の如し。

禅住
長禄参年十月十七日 承操（花押）

7〔満濟准后日記〕 応永三十二年（一四二五）十月五日

今日より**北野ノ經王堂**ニテ、一万部法華経年々の如く始行せらる。**請僧千人近国山寺より参洛**すること恒年の如しと云々。今日経堂の額、これを打たる、經王堂と云々。御筆と云々。

8〔満濟准后日記〕 永享二年（一四三〇）十月

（五日） 今日より北野の御経これを始行す。鹿苑院殿以来毎年の御願なり。**請僧千人諸国より参洛**し、毎日一万部、十日二十万部に満つるなり。御布施人別三百疋と云々。そのほか毎日食物これを下行す。御経千部兼ねてこれを新写す。各これを拜領す。これらの用脚、尾張国山田庄役そのほか御料所これ在る歟。御丁聞のために渡御すと云々。**（十四日）** 北野御経十万部、今日結願に満つと云々。ただし各々願主、明日・明後日を経て相続すと云々。

9〔満濟准后日記〕 永享四年（一四三二）十月

（五日） 今日より北野一万部法花経読誦始行。**請僧千僧、諸国山寺法師等**なり。**（十四日）** 北野御経結願す。

10〔看聞御記〕 永享十年（一四三八）十月

（十五日） 北野御経結願なり。上様御聴聞、御棧敷へ今御所入り申さる。聞く、経法師両三人遅参により縛らると云々。**（十六日）** 今日より北野読経と云々。

（十八日） 聞く、北野経法師一人殺さる。参詣の輩、廻廊において連歌法楽の在所へ行き、比興ひきようの句出来、これを咲わらう。よつて打擲ちやうちやくし殺す。その輩も罪科にせらると云々。

〔頭書〕 後に聞く、経法師四五人死す。あるいは公方より斬らると云々。（中略）その後**経奉行の北野法師の家**炎上す。盗人の放火と云々。経中の料足若干焼失すと云々。

11〔年中定例記〕

先松梅院
一十月五日、内野の経のひもときに御成へ御成、さて経堂へ御成にてそれよりすぐに鹿苑院へ御成、経は朝の経過て御成也。
一経堂に棧敷南北にあり。北ハ御台様、南ハ公方様。
（足利義教）

12〔晴富宿禰記〕文明十一年（一四七九）十月五日
内野の御経開白（足利義政）なり。室町殿・同上様御聴聞、官領（管）・細川九郎・一色等参仕すと云々。侍所赤松兵部少輔・所司代浦上警固すと云々。応仁の乱世以来これなきの処、当年御再興、誠にしかるべき事なり。ただし人数三百人と云々。経堂は修理を加えるものなり。

13〔長興宿禰記〕文明十一年（一四七九）十月五日

今日北野万部法華経。乱中無沙汰、経堂破損の間、室町殿の御沙汰として、さる頃より用脚を千余貫を付けられ修造せらる。今日興行あり。経衆僧侶千余人、先規なり。然るに布施物こと行きがたきにより、人数三百余人に減じ、上洛し読誦す。室町殿渡御、御聴聞あり。将軍（足利義政）同じく御詣りあり。松梅院坊に渡御、先規の如しと云々。

（十一日）今日予北野万部経（異）詣ず。布施下野守・清和泉守・杉原伊賀守、同安芸守等相伴す。還向招引の間、所司代浦上美作守旅店（北野社僧坊也、為）警固毎日宿之、日向かう。朝食、終日酒宴、夜に入り帰宅す。

14〔大乘院社雑事記〕文明十一年（一四七九）十月二十九日

一六日より北野御経これあり。経衆三百計り。守護どもに二仰せ付けられ、召し上げられると云々。供料下行なきの間、十三日ハ御経なしと云々。

15〔長興宿禰記〕文明十二年（一四八〇）十月五日

北野万部経初めなり。將軍大納言殿渡御、御聴聞あり。准（足利義政）后・御台等御詣でなし。侍所・守護等例の如しと云々。経読衆千百人先規なり。上洛叶わず、二百余人参集すと云々。

16〔親元日記〕文明十三年（一四八二）十月五日

（五日）一北野御経始め。御成なし。警固所司代浦上美作守則宗。
（十一日）一所司代北野宿坊へ貴殿（伊勢貞宗）より色々遣わさる。
（十六日）一所司代今度御経中無為無事、めでの由参りこれを申す。

17〔長興宿禰記〕長享元年（一四八七）十月五日

今日北野万部経停止なり。経法師等催し、諸国より参洛、各帰国するによると云々。布施物いまだ至らざるの間、読まざるなりと云々。

二、北野の覚蔵坊

18〔大般若経〕卷四四九（東かがわ市・若王子蔵）奥書 応永九年（一四〇二）三月

于時（壬）応永九年午歳三月卅日 敬以三箇日夜功勞畢
謹奉 書外題矣、 虚空蔵院住持金資増口生年三十七

并亮勝房増範
明通房増瑜

19〔大般若経〕卷二〇二（北野社一切経の内）奥書
願主覚蔵増範

- 20〔大般若經〕卷二二〇〔北野社一切經〕の内〕奥書
本願聖人讚州虚空藏院金剛仏子覺藏
- 21〔大般若經〕卷九〔北野社一切經〕の内〕奥書
大勸進本願聖人讚州虚空藏院住侶縛日羅資覺藏
- 22〔大般涅槃經〕卷十八〔北野社一切經〕の内〕奥書 応永十九年〔二四二二〕八月
応永十九年^{壬辰}年八月九日、今日惣一切經書畢。
- 23〔一切経音義〕卷八〔北野社一切経〕の内〕奥書 応永十九年〔二四二二〕八月
時于応永十九年八月十四日、内野一切経供養十万部十七日
- 24〔一切経音義〕卷十二〔北野社一切経〕の内〕奥書 応永十九年〔二四二二〕八月
応永十九年^{壬辰}年八月時正写畢、自今日一切経供養、結願如法経始日也、
- 25〔東寺執行日記〕永享五年〔二四三三〕六月二十一日
御影堂上尊檜皮、北野ノ覺藏坊十方勸進の由、後日聞き及ぶなり。武家様の御判これあり。御奉加百貫文なり。
- 26〔東寺執行日記〕永享八年〔二四三六〕十月十一日
御塔事初^{こはじめ未刻}、公方奉行飯尾加賀守為行、同三郎左衛門尉為秀兩人、大勸進北野覺藏法師、公方ノ定也。
- 27〔公名公記〕永享十年〔二四三八〕十月二十一日
今曉、北野覺藏坊焼失す。
- 28〔東寺執行日記〕永享十二年〔二四三八〕四月二十六日
^{鹿苑院三十三回忌}
同じく御仏事のため北野経王堂において一万部法花経これを初^始む。請僧一千百人なり。
- 29〔北野社家引付〕延徳二年〔二四九〇〕十月十七日
一経堂御棧敷用意の事。覺藏いまだ補さざるの間、嚴重に仰せ付けらるべきの由、奉行飯尾大和守方へ申し遣わすなり。
- 30〔春日大社文書〕「覺藏坊申状」延徳三年〔二四九二〕五月二十一日
覺藏坊門中謹んで言上す
右、子細は北野万部御経所、摂津国兵庫関徳分内、毎月千疋の事、一乱によりその沙汰致さざるの間、歎き申す処、文明十七年嚴重の御下知をこうむり、当知行相違なきの処、南都より春日社の造営と号し、その間の要脚たるべきの由申し掠^{かす}むるの条、先規その例なし。あまつさえすでに造をおえせしむといえども、今に返付^{へんぷ}せざるの段、言語道断の次第なり。所詮元の如くに還補^{かんほ}の御成敗をこうむり、寺納せしまば殊に御祈祷の精誠を抽^ぬげん。あらあら言上件の如し。

延徳三年五月

31〔北野社家日記〕永正二年（一五〇五）十月五日

経堂の御経、勸進勢光上人をもつて執行すと云々。勸進の上は本尊出すべからざるの旨これを申すといえども、既に上意として仰せ付けらるの上は曲事の由申し付け、出し奉り畢おひんぬ。勸進の儀、前代未聞の儀なり。

32〔北野社家日記〕永正三年（一五〇六）十月五日

去年の如く勸進を以て当所の御経執行すべきの旨案内これあり。同経当所散所物（書）訴訟これあり。

33〔北野社家日記〕永正四年（一五〇七）九月九日

一覚蔵来りて、来月五日よりの経王堂御経、勸進を以て執沙汰すべきの由申すの間、當時の儀、苦しからざるの由同心なり。

34〔北野社家日記〕永正十二年（一五二五）十月二日

養命坊より経王堂勸進。上意を請くるの由案内これあり。

35〔春広北野覚蔵坊職等讓状〕大永五年（一五二五）六月二十六日（『大報恩寺文書』）

讓り渡す

北野覚蔵坊職ならびに輪蔵等之事

右、代々附属の状ならびに坊領重書等を相副え、少納言律師舜成に讓与せしむる所なり。天下の御祈禱を専らにし、知行を全うすべきものなり。仍て状件の如し。

大永五年六月廿六日

春広（花押）

少納言律師御房

三、大報恩寺

36〔徒然草〕二二八段

千本の釈迦念仏は、文永の比、如輪上人、これをはじめられけり、

37〔洛北千本大報恩寺縁起〕

又師遺教および舍利供養式等に博士を付け、以て諷吟す。かつは釈迦念仏会式を始む、その声微妙にして諸人耳を傾く。その余の法式、何れの経文といえども墨譜を点じ力行せざるはなし。遂に墨譜の一家をなすなり。世に大原声明千本式と称すはこれなり

38〔大報恩寺衆僧連署言上状案〕寛正五年（一四六四）十二月（『大報恩寺文書』）

千本大報恩寺衆僧等謹んで庭中言上す

右、当寺住持職の事、去る四月より、飯尾兵衛大夫を以て言上せしむといえども、いまだ上聞に達さず。一寺迷惑に及ぶ。既に歳末年始の御祈禱、次いで来春の法事も程なきの間、かたがた仰せ付けられざれば、一向闕如に及ぶべきものなり。所詮、衆僧等連署を以て召請致す所は、前住の舍弟安養院淳英御祈禱ならびに声明等然るべき仁たるの間、先例に任せ、忝くも上意を下しなされるれば、いよいよ御祈禱の精誠を抽ぜんぬきんぬと欲す。仍てあらあら謹んで庭中言上すること件の如し。

寛正五年十二月 日

淨意

39〔年中定例記〕二月

十五日、於殿中遺教経あり千本釈迦堂の衆、殿中に御堂をかま(購)へらる、奉行檜葉と申仁(建)申沙汰候。御堂を公方の御せうじこしらへ申候。御本尊の左右に大なる柳の枝を立られ、その枝に法物をかけ申候。練貫・扇・帯以下、其外かゝり候ハぬ物をば下に置候。いにしへより公家・門跡・大名・惣番衆以下、分限によりて被出候也。いにしへハ過分の事とて候。公方様・女中以下、簾中にて御聴聞候。御供衆・申次祇候。入候ハぬ事なれ共、注候也。二月六日より千本にて遺教経、十日御入候て、結願の日十五日に公方様にて御入候。

40〔二水記〕永正十七年(一五二〇)閏六月六日

巳刻許り、新大典侍殿御里に参る。今日千本僧衆五人参せしめ候。遺教経を読む。音楽三これを奏す。先ず吹音取、次いで惣礼伽陀、次いで導師陽明坊参り、舍利講式を進説す。

41〔春広大報恩寺住持職等讓状案〕大永五年(一五二五)六月二十六日(『大報恩寺文書』)

譲り渡す

大報恩寺住持職ならびに寺領等の事

右、当寺は師資相伝の地たるにより、寺領重書ならびに御判等、少納言律師舜成に譲与する所なり。専ら仏法を興隆し知行を全うすべきものなり。仍て状件の如し。

大永五年六月廿六日

春広判

少納言律師御房

42〔洛北千本大報恩寺縁起〕

舜算僧都兼管の日、かの經王堂の頽壞を憂い、片桐市 正且元(豊臣)に告げ、再営を内府秀頼に索む。即ち啓達し、これを允許し、慶長十年に功成り、落慶供養す。旧式により法花万部経を修行す。時に法幢・幡蓋・納衣・袍服・法具等、悉く弁満すなり。(中略)慶長年中にいたり、舜算住持たり。元和の初め住主修営を加えんと欲して、多く良材を貯えるも、営構にいまだ就かず。不幸にして歿死に嬰る。(中略)

竊かに經王堂廢毀の由を案ずるに、慶長修営の後、寛文年中に至り六十余年を経て、大殿の破壊・陵遲(りょうち)ここに極まり修営を加えんと欲するも、高く広くしてたやすく自力の及ぶところにあらず。これ故に再構を有司に索むも官裁滞りありて果たさず。終に大殿長三十間、横廿五間、頽廢するを看る矣。

むすび 一三つ經堂一

43〔萩藩通史〕天正十五年(一五八七)三月十八日

当島一建立、関白様より仰せ出され、ここ元御見廻り候。しからば、塔岡に經堂御立候て、一月二一度之千部経、誦誦せられたきの由に候。すなわち一万石急度御渡しあるべきの由御説に候。さ候はば申し談じ相調えらるべく、島中へもこの由仰せ渡さるべく候。恐々謹言

天正十五年三月十八日

大願寺御同宿中

安国寺

惠瓊 花押

44 (大外記中原師生母記) 文禄四年(二五九五) 九月二十五日条

けふ、ひがしやまめうほうゐんとの御てらのそはなるきやうたうにて、せん人そうあり。さりながら、八しゆうから百人つゝにて八百人ありたるとなり。しゆうていゝのさほうのほうしつとめあり。

堂名	法会の種類	請僧とその人数	執行時期(期間)	庫裏
1 北野経王堂	万部経会	諸国の「経法師」千人	十月(十日)	なし
2 厳島経堂	千部経会	大願寺僧 (不明)	毎月(一日)	なし
3 大仏経堂	千僧会	八宗僧(註1) 八百人	毎月(一日)(註2)	あり

(註1) 八宗僧 真言宗・天台宗・律宗・禅宗、日蓮宗(法華宗)・浄土宗・

遊行(時宗)・一向宗(真宗)の僧。

(註2) 毎月(二日) のち四・六月のみ八宗で勤仕。他の月は各宗交代で勤める。

○相違点 法会の種類と執行時期(期間)

- ①主催者
- ②法会の種類
- ③請僧とその人数
- ③執行時期(期間)

○共通点 建物の構造と使用方法

- ①瓦葺
- ②東西方向に長い建物
- ③建物(本尊)は南面
- ⑤法会するときだけに経堂として使用(通常はがらんど)

参考文献

- 島田治 『北野社書写一切経―増吽と増範―』(大内町文化財保護審議会、一九九四年)
- 白井信義 「北野一切経と経王堂―一切経会と万部経会―」(『日本仏教』3号、一九五九年)
- 梅澤亜希子 「室町時代の北野万部経会」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』一八号、二〇〇二年)
- 武田和昭 『増吽僧正』(総本山善通寺、二〇〇五年)
- 梅澤亜希子 「室町時代の北野覚蔵坊―勧進と造営―」(『仏教芸術』二九四号、二〇〇七年)
- 千本釈迦堂編 『千本釈迦堂 大報恩寺の歴史と美術』(柳原出版、二〇〇八年)